

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）（399ページ）第7条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、もって茨城県管内の河川、湖沼、海岸、港湾の洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示し

て洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位周知海岸

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 3）。

(14) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(15) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(16) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(17) 避難判断水位

市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報

への注意喚起となる水位。

(18) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(19) 内水氾濫危険水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(20) 高潮氾濫危険水位

法第 13 条の 3 に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。

(21) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 雨水出水特別警戒水位

法第 13 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 高潮特別警戒水位

法第 13 条の 3 に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(24) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(25) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(26) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(27) 高潮浸水想定区域

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生

した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（第14条の3）。

(28) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

第3節 水防の責任

1 水防管理団体の責任（法第3条）

水防管理団体たる市町村及び水防事務組合は、各々その管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資器材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 河川、海岸、堤防、ため池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施

なお、主たる内容は、次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保
- イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
- ウ 通信網の再点検
- エ 水防資器材の整備、点検及び調達並びに輸送の確保
- オ 雨量、水位観測を的確に行うこと
- カ 農業用取水堰及び水閘門、ため池等の操作
- キ 堤防、ため池等決壊時及び決壊後の措置を講ずること
- ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- ケ 住民の水防活動従事の指示
- コ 警察官の出動を要請すること
- サ 避難のための立退きの指示
- シ 水防管理団体相互の協力応援
- ス 水防解除の指示
- セ 水防活動実施報告書の提出（69 ページ）

なお、指定水防管理団体は、上記のほかに義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備をすること
- (2) 水防計画を樹立すること
- (3) 水防団員数を確保すること
- (4) 毎年水防訓練を行うこと

2 県の責任（法第3条の6、11条、13条第2項、16条第1項、第29条）

イ 法第3条の6により県は、水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう次の水防事務を

遂行しなければならない。

- (1) 水防事務の調整及び円滑な実施をはかること
- (2) 氾濫警戒情報（洪水予報）の通知をすること
- (3) 水防信号を定めること
- (4) 水防警報を発表すること
- (5) 立退きを指示すること
- (6) 水防上緊急を要する事項の指示をすること
- (7) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること
- (8) 勧告及び助言をすること
- (9) 水防管理団体に援助するための水防倉庫及び資器材を整備すること
- (10) 水防倉庫の設置及び水防訓練に要する資器材の費用に対し補助をすること
- (11) 水防に関し必要な報告をさせること
- (12) 水防管理団体の依頼を受けて自衛隊の派遣を要請すること

ロ 法第 11 条により定められた河川に洪水のおそれがあると認められる時は、その状況を水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を水防管理者及び量水標管理者に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ハ 法第 13 条第 2 項により定められた河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ニ 法第 16 条第 1 項により定められた河川について、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められる時は、水防警報を発令しなければならない。

3 気象庁長官（水戸地方気象台）の責任（法第 10 条第 1 項，気象業務法第 14 条の 2）

イ 気象等の状況により洪水，津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び茨城県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ロ 気象，津波，高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

ハ 指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

ニ 指定された河川について、県知事と共同して水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

4 国土交通大臣（関東地方整備局）の責任（法第 10 条第 2 項，16 条第 1 項，32 条）

イ 法第 10 条第 2 項により定められた河川に洪水のおそれがあると認められる時は、その状況を水位又は流量を氾濫した後において水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を示して、知事に通知すると共に、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

ロ 法第 16 条第 1 項により定められた河川について、洪水により損害を生ずるおそれがあると認められる時は、水防警報を発令しなければならない。

ハ 法第 32 条により、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除や、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動等を行うことができる。

5 一般住民の義務（法第 24 条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防活動に協力しなければならない。

第 4 節 水防協議会

1 法第 8 条第 1 項の規定に基づき茨城県水防協議会を設置する。

2 法第 8 条第 5 項の規定に基づく茨城県水防協議会条例は、（422 ページ）のとおりである。

第 5 節 指定水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体は、法第 33 条の規定及び本水防計画に基づいて個々の水防計画を樹立し、直ちに知事に届け出なければならない。

水防計画を変更したときも同様とする。